

# 宇都宮市まちづくりセンター条例施行規則

平成23年9月30日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市まちづくりセンター条例（平成23年条例第26号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 センターの開館時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。） 午前9時から午後5時まで

(2) 日曜日及び祝日法による休日 午前9時から午後5時まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(平26規則40・一部改正)

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長は特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の使用許可の申請について適当と認めるときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

2 前項の使用許可書は、センターを使用するときこれを提示しなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第6条 使用者は、センターの使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可取消変更申請書に使用許可書を添えて、使用日の前日までに市長に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第7条 条例第8条第4項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料免除決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、センターの使用が終了したとき又は条例第10条の規定により使用を制限され、若しくはその許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で施設及び附属設備を原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設若しくは附属設備をき損し、又は汚損したときは、市長が特にやむを得ないと認めたものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、センターの使用に当たっては、別に定める事項を遵守しなければならない。

(指定管理者の管理)

第11条 条例第11条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第4条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(様式)

第12条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日規則第40号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。